

令和4年度介護業務における労働環境改善支援事業実施要綱

1 事業の概要

(1) 目的

介護保険施設及び指定介護保険サービス事業所における介護ロボットの導入に対して補助を行い、介護職員の負担軽減や業務効率化を図ることにより、介護業務における労働環境改善と生産性の向上を支援する。

(2) 対象施設

① 介護ロボット

- ・ 介護保険施設（介護療養型医療施設を除く。）
- ・ 介護保険法に基づく指定を受けた介護サービス事業所（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）

※ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等は特定施設入居者生活介護の指定を受けていること

② 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備

- ・ 介護保険施設（介護療養型医療施設を除く。）
- ・ 特定施設入居者生活介護

※ 過去に②の補助を受けた施設を除く。

(3) 対象となる事業内容

① 介護ロボット等

次のいずれかに該当する介護ロボット等であり、別に定める介護職員の負担軽減・業務効率化等に有用であると知事が認めるもの。

- ・ 移乗介助
- ・ 移動支援
- ・ 排泄支援
- ・ 見守り・コミュニケーション支援
- ・ 入浴支援
- ・ 介護業務支援

② 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な、以下の通信環境の整備

- ・ Wi-Fi環境の整備
- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど、効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムの導入
- ・ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させる取組み

(4) 補助対象経費、補助率及び補助額

補助対象経費は消費税を除く。なお、リース費用についても対象とするが、当該年度の3月末までに係る経費のみが対象となる。

① 介護ロボット

補助対象経費	①移乗介助、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション支援、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかに該当する介護ロボットの購入に要する経費
--------	---

	※ 介護ロボット等は、介護職員の負担軽減・業務効率化等に有用であると知事が認めるものに限る。						
補助率	1 / 2 (以下の①～②に全て該当する場合は3 / 4) ① (イ) 見守りセンサー、(ロ) インカム・スマートフォン等のICT機器、(ハ) 介護記録ソフトの(イ)～(ハ)を全て活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること ② 介護ロボット等を導入し、利用者のケアの質の維持・向上や職員の業務負担軽減に資する効果的な取組みを行うことを予定していること						
補助額	補助対象経費の額の1 / 2 (又は3 / 4) と補助上限額を比較していずれか低い額 ※1 一台あたりの補助上限は以下のとおり <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>介護ロボット等</td> <td>補助上限額</td> </tr> <tr> <td>移乗介助 (装着型・非装着型) 入浴支援</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>30万円</td> </tr> </table> ※2 補助上限台数 (補助対象経費の額) : 知事が認める台数 (補助対象経費の額)	介護ロボット等	補助上限額	移乗介助 (装着型・非装着型) 入浴支援	100万円	上記以外	30万円
介護ロボット等	補助上限額						
移乗介助 (装着型・非装着型) 入浴支援	100万円						
上記以外	30万円						

② 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備

補助対象経費	① Wi-Fi環境の整備 配線工事 (Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など ② インカム 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど、効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム (デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi 非対応型のインカムを含む) ③ システム連動に必要な経費 介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア (既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等
補助率	1 / 2 (以下の①～②に全て該当する場合は3 / 4) ①～②の要件は介護ロボットと同じ
補助額	1施設当たりの補助対象経費の額の1 / 2 (又は3 / 4) と補助上限額 (上限750万円) を比較していずれか低い額

見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備については、見守りセンサーを今回導入又は導入済であることを条件とする。

2 事業実施の流れ

(1) 介護ロボット等導入・通信環境の整備までのプロセス

介護ロボット等の導入、見守りセンサーの導入に伴う通信環境の整備に当たり、以下の手順に従って実施すること。

- ① 施設・事業所における業務改善が必要な現状や取組むべき課題を抽出
県が指定する介護ロボット導入支援研修（基礎編）を受講すること
- ② 導入に関する委員会の開催により、必要な介護ロボット等の選定
介護ロボット導入に当たり、必ず開催することとし、担当する介護職員等の意見を踏まえて議論すること。
- ③ 介護ロボット等の導入、通信環境の整備
原則、入札または見積り合せ（2者以上）により購入業者・整備業者を決定すること。
- ④ 担当職員への事前研修
介護ロボット等を導入する利用者を担当する介護職員等に対して事前研修を実施し、操作方法について熟知させること。

(2) 事業実施後の報告

事業の取組結果について、別に通知するところにより以下内容について実施検証を行い、その結果を報告すること。

①実施検証

介護ロボット等を導入後、現場職員の意見が適切に反映できるよう、職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する会議を定期的で開催し、利用者に対する安全管理体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られているかなど、介護ロボット等が効果的に使用されているかどうか点検するとともに、必要な改善を重ねること。

②結果報告

ア 導入年度

介護ロボット等導入報告書、介護ロボット導入に関するアンケート

※ 介護ロボット導入に関するアンケートについては、導入した介護ロボット等（通信環境整備を除く）を利用した職員全員が記入し、記入内容について施設・事業所単位で取りまとめること。

イ 導入翌年度より3か年度の間

介護ロボット等使用状況報告書

3 申請等の手続き

(1) 補助金交付申請書の提出

別途指定する期間に提出すること。

(2) 審査・補助対象事業者の決定

本事業実施要綱及び兵庫県福祉部補助金交付要綱に従って事業を実施すること。

(3) 手続きに当たっての留意事項

- ① 補助金交付申請書は施設・事業所単位で作成すること。
(例) 特別養護老人ホーム、通所介護の併設施設の場合
補助金申請・・・一つの交付申請書で提出
- ② 事業の実施については、事業着手承認日以降に行うこと。
※ 事前着手した場合は補助の対象とならないことに留意すること。
- ③ 事業申請にかかる書類については、施設・事業所が自ら作成すること。
※ 販売業者を通じて申請手続き等を行う場合は、補助対象施設・事業所から

除外することもあるので留意すること。

4 問合せ先

兵庫県福祉部高齢政策課 介護基盤整備班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL : 078-341-7711 (内線 2974)